

7 高 財 政 第 3 号
令和 7 年 4 月 4 日

各 部 局 長
教 育 長
議会・各委事務局長
警 察 本 部 長
公 営 企 業 局 長

} 様

副 知 事

令和 7 年度予算の執行方針について（通知）

本県においては、人口減少への対応が最重要かつ喫緊の課題となっています。その克服に向け、若者の所得向上や「共働き・共育て」の推進といった一連の施策を抜本強化し、粘り強く取り組むこととあわせて、人口減少に適応した効率的で持続可能な社会の実現を目指して、賢く縮む「4 Sプロジェクト」の取り組みを前に進めることが重要です。

また、今年度は、国内外から多くの来場者が見込まれる大阪・関西万博がいよいよ開幕し、3月からは、連続テレビ小説「あんぱん」の放送も開始しました。この絶好の機会を生かして、県産品の外商拡大やインバウンドも含めた観光誘客をしっかりと進め、県全体の盛り上げに繋げる必要があります。

さらに、南海トラフ地震対策については、今年度からの第6期行動計画に基づき、県民の皆さんの命と暮らしを守るべく、より一層の取り組みの強化が求められます。

こうした取り組みにより、今年度は「活力にあふれる高知」、「安心して暮らせる高知」の実現に向けてさらに前進していかなければなりません。

そのため、各施策を進める際には、前例にとらわれることなく、斬新で柔軟な発想で取り組むことを意識するとともに、事業効果の早期発現と成果にこだわる姿勢を徹底してください。

令和 7 年度当初予算編成においては、県勢浮揚に必要な施策を着実に実施しつつ、今後の財政運営の持続可能性を確保するため、国の有利な財源の活用や事業のスクラップアンドビルドの徹底など、歳入歳出両面で努力を重ねました。こうした取り組みの結果、一定の財政調整的基金の残高を確保し、「県勢浮揚と県財政の持続可能性の両立」を図ることができました。

しかしながら、依存財源が歳入の多くを占めるなど、脆弱な財政基盤にある本県の財政状況は、地方交付税制度をはじめ国の制度改正の動向に大きな影響を受けること

等から、依然として厳しい状況にあり、多額の財源不足が続く状況が考えられます。

こうした環境の中、厳しい選別を経て予算に計上された事業については、その効果を最大限に発揮していく必要があります。そのためには、事業の具体的な数値目標を掲げ、PDCAサイクルを働かせて目標の実現に進んでいかなければなりません。加えて、事業の執行に当たっては、「共感と前進」を基本姿勢に、透明性、想像力、使命、進化、挑戦の5つのキーワードに加え、産学官民連携、市町村政との連携協調など、「オール高知」を意識して取り組みを進めることを徹底してください。

予算の執行においては、県民の皆さまの貴重な税金で財源が賄われていることを改めて認識し、予算をただ漫然と執行することなく、その必要性、妥当性、事業の効果等を見極め、関連する法令や下記の方針を遵守し、予算の計画的かつ効果的な執行及び財源の積極的な確保に努めてください。

記

1 目指すべき高知県像の実現に向けた各政策のさらなる推進

各政策の推進に当たっては、数値目標や期限を明確化し工程表を作成したうえで、PDCAサイクルをしっかりと回すことで取り組みの効果が最大限発揮できるように努めること。また、それぞれの政策においては、以下の点に留意して進めること。

- (1) 国や市町村、関係機関と連携しながら、スピード感を持って取り組みを進めること。
- (2) 外部の有識者から多角的な視点による評価や提言をいただき、施策のさらなる改善につなげること。
- (3) インフラの整備等に当たっては、国庫補助金等の財源確保に積極的に努めること。
- (4) 「県民サービスの向上」や「デジタル技術を活用した課題解決と産業振興」を図るとともに、「行政事務の抜本的な効率化」につなげるため、産業、生活、行政の3つの切り口で様々な分野においてデジタル技術の活用に取り組むこと。

2 予算の計画的・効果的な執行

(1) 予算の適正な執行

- ア 早期の予算執行に努めるとともに、前例にとらわれることなく、事業の手法や効果を常に検証しながら執行を行うこと。
- イ 職員一人ひとりがコンプライアンスを徹底し、公益性、費用対効果及び説明責任に留意した上で、公平・公正な予算の執行に心掛けること。
- ウ 特に委託事業については、漫然と事業を委託するのではなく、意図する成果を

- 常に意識し、節目節目に確認するなど、組織として十分な進捗管理に努めること。
- エ 決算特別委員会や監査（包括外部監査人によるものを含む。）による審査結果等に留意すること。
- オ 時間外勤務の縮減に努めることはもちろん、ペーパーレス化の推奨等による需用費の削減や、必要最小限度の日程と人員とすることによる旅費の節減など、業務の効率的な遂行に努めること。

(2) 予算執行の適切な管理の徹底

- ア 常に予算の執行状況の把握に努めるとともに、補正予算編成の可能性や不用額、予算の流用の見込みについて、適時、財政課と共有すること。
- イ 特に大規模事業については、事業費の増減等の見込みについて、常に財政課と情報を共有すること。

(3) 事業別の執行計画の策定

- ア 各部局の予算調整責任者を中心に、事業別の執行計画を作成して進行管理に努め、具体的な成果を県民の皆さまに実感していただくためのアウトカムを重視したPDCAサイクルを徹底すること。
- イ 人事異動や予算見積り段階からの内容の見直し等で執行が遅れることがないよう、円滑な執行に留意すること。

(4) 状況の変化への対応

- ア 当初予算時に想定していた状況に変化が生じた場合等は、改めて費用対効果を検証し、予算執行の是非やその方法について、遅滞なく財政課と協議すること。
- イ 常にスクラップアンドビルドの視点を持って事業の検証等を行い、十分な効果が見込まれない場合には、年度途中であっても事業を見直し、翌年度以降の予算に反映させる等適宜対応すること。
- ウ 年間総合予算として編成したことを踏まえ、補正予算での計上がルール化しているものや重要性・緊急性が極めて高いもの以外の一般行政経費に対する新たな行政需要は、当初予算の執行を工夫するなど各部局で責任を持って対応すること。

3 財源の積極的な確保

(1) 一般財源

- ア 県税等の収入未済金の縮減に向けた積極的な取り組みに加えて、未利用地等の計画的な売却や広告収入等の確保に努め、なお一層の歳入の確保を図ること。
- イ 県税、地方消費税清算金、地方譲与税等の歳入見込みを定期的に検証するとと

もに、その情報を庁内で共有し、補正予算及び来年度予算の財源対策に反映させること。

(2) 国庫補助金等

ア 国庫補助金等を財源とする事業については、原則、国の交付決定後に執行することとするが、これにより難しい場合は、国と緊密に連携を図り財源の見通しを確認した上で執行すること。

イ 国庫補助金等の交付決定の事務に遅れが目立つものは、国に早期の対応を要請するなどの適切な措置を講ずること。

ウ 当該歳出予算の支出時期を見極めた上で、早期の収入を図ること。

エ 国庫補助金等の内示が減額となった事業については、遅滞なく財政課と情報を共有し、代替財源の確保及び事業内容の見直しを含む対応策について速やかに検討すること。

4 その他の注意点

(1) 国への対応

国の政策に本県の実情に応じた制度や施策を反映させるとともに、県財政に多大な影響を及ぼすことが予想される国の制度改正に留意する必要があることから、東京事務所及び各部局の予算調整責任者を中心に、積極的な情報の収集と全庁での共有に努めること。また、地方の財源確保に向けた提案の強化を図ること。

(2) 広報広聴の徹底

ア 産学官民連携、市町村政との連携協調を進めていくためにも、県民の皆さまの十分な理解の上で事業を進める必要があることから、説明責任を意識した、適時・適切かつ戦略的な広報に努めること。

イ 「対話」の姿勢を持って県民の皆さまの中に積極的に入ることを心掛け、地域や各界の声に耳を傾け、その実情をしっかりと把握した上で政策に生かすこと。

(3) 企業会計等の予算

ア 企業会計の予算も、この方針に準じて適切に執行すること。

イ 地方自治法第 221 条第 3 項に規定する公社等の予算も、この方針に準じた適正な予算執行に努めること。また、公社等外郭団体の改革の基本的な方向に沿った見直しが図られるよう、所管課において指導を徹底すること。

7 高 財 政 第 4 号
令和 7 年 4 月 4 日

各 課 長
教 育 長
議会・各委事務局長
警 察 本 部 長
公 営 企 業 局 長

} 様

財 政 課 長

令和 7 年度予算の執行等について（通知）

このことについては、「令和 7 年度予算の執行方針について」（令和 7 年 4 月 4 日
付け副知事通知）によるほか、下記の事項に注意した上で予算を執行するすべての職
員に周知してください。

記

- 1 歳出予算については一括配当することとしており、事業効果を最大に発揮させる
ことができるよう事業の早期執行に努めること。
- 2 普通建設事業費の執行については、今後の国の動向を見極めた上で、指示をする
こともあるので留意すること。
- 3 予算執行時に、事業の執行停止や内容の変更、あるいは新たな予算措置や後年度
の財政負担を必要とすることが想定される場合には、事前に財政課に協議すること。
- 4 国庫補助金等が減額された場合は、原則、減額後の国庫補助金等見合いの事業執
行とするため、事後に補助事業者等が混乱しないよう事前の説明を徹底すること。
なお、国庫補助金等が減額されることがわかった場合は、速やかに財政課に報告す
ること。
- 5 1 億円以上の事業について、事業費の 10 パーセントを超える不用額が見込まれ
る場合は、遅滞なく財政課に報告すること。
- 6 予算の流用が必要と見込まれる事案が起きたときは、関係者との調整及び所要の
事務手続きを行う前に、財政課と速やかに協議すること。
- 7 大規模建設事業については、①契約の内容・日時、②基本設計、③実施設計、④
本体工事、⑤附帯工事等のスケジュール及び各年度の事業費見込みを線表等で整理
し、財政課と情報を共有すること。

また、予定をしていた状況に変化が生じた場合は、遅滞なく財政課と対応について協議すること。

- 8 国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等への対応により、工事発注量が増大していることから、円滑な施工ができるよう、発注の時期や工期を適切に設定すること。
- 9 事故繰越は、新たな財源措置が必要となる場合があるため、繰越事業の進行管理には細心の注意を払い、中間検査等の段階から適切な措置を講じること。
- 10 特定財源を充当する歳出予算は、その財源の収入後に支出するという原則を徹底すること。
- 11 事業の執行にあたっては、決算特別委員会や監査（包括外部監査人によるものを含む。）による指摘事項等をなお確認の上、関係法令、規則等を遵守し、計画的かつ効果的な執行に努めること。
- 12 委託料や補助金等で、やむを得ず概算払を必要とするものは、支払いを少なくとも年4回以上に分割し、支払のつど委託先等の資金需要を見極め、過大な概算払とならないよう努めること。

なお、1回の支払い額が500万円以上のものについては、支出時に財政課担当の確認を要するものとする。

- 13 予算を効率的に執行する観点から、冊子等を電子媒体へ移行させるなど、印刷物の削減に取り組むこと。